

事務連絡  
令和6年4月26日

都道府県民生主管部（局）  
介護保険主管課（部）  
市区町村介護保険主管部局 御中

厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」  
の一部訂正について」の発出に伴う  
令和6年4・5月サービス提供分の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の一部訂正について、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の一部訂正についてにてご連絡する予定です。

当該事務連絡において訂正の連絡をする算定項目のうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）（基本夜間訪問サービス費を除く）に係る同一建物減算のサービスコード修正に伴う、令和6年4・5月サービス提供分の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、内容を御了知のうえ、管内の事業所等、関係者への周知のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

令和6年4・5月サービス提供分の請求において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（Ⅲ）（基本夜間訪問サービス費を除く）に係る同一建物減算について、システム上、同一敷地内建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合に算定可能な状態となっておりますが、下線部の要件を満たす場合は、当該減算を請求いただかないようにするとともに、下線部の要件を満たすことを理由に、誤って当該減算を請求された事業所においては、再請求を行う等の対応をご検討いただく旨、周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、事業所と同一敷地内建物の利用者にサービスを行う場合は、取扱いの変更はなく、当該減算を請求いただく必要があるため、念のため申し添えます。

(該当コード)

サービスコード種類：76

サービスコード項目：4115

サービス内容略称：定期巡回同一建物減算3